THE ANNUAL REPORTS OF ACTIVITIES

京都信用保証協会レポート

2014

理事長　麻生　純

ごあいさつ

平素は、京都信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の事業活動ならびに経営計画等を掲載したディスクロージャー誌「京都信用保証協会レポート2014」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、当協会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、京都府内の景気は、国の金融財政対策等による効果もあり、緩やかに回復しつつありますが、一方で消費税率の引上げや原油・原材料高騰等の影響を見極める必要があり、また業種や地域によっては、政策の効果がまだまだ及んでいないところもある、というのが現状だと考えております。

近年、少子高齢化や中小企業者数の減少等、我が国の社会経済環境は大きく変化してきており、その中での当協会の役割も、時代に即して見直していかねばならないと考えております。このような背景の下、当協会では、行政、金融機関等と連携して、「金融と経営の総合的サービス機関」を目指した取組みを積極的に進めているところであります。

例えば、オール京都体制による「統合型中小企業支援事業」や、外部の専門家と連携した「バリューアップサポート事業」、顧客ニーズに沿った新しい提携保証制度「ネクスト」に加え、今年度は、創業予定者の計画策定等を支援する「創業バリューアップサポート」を創設しました。

また、将来を担う人材育成も見据えて、中堅・若手・女性職員を主体に昨年創設した「次の一手プロジェクト」も、活動をさらに強めております。

加えて、４つの支所でも関係機関とのネットワークづくりを進めており、各地域におけるハブ機能としての役割を担うべく積極的な活動を展開しております。

昭和14年に設立されました当協会は、今年75周年を迎えますが、今後とも、ニーズをしっかり捉えながら、「オール京都」による中小企業支援に精一杯取り組んでまいりますので、引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

あなたの企業の
一員に

CONTENTS

経営理念 …… 1
協会の概要 …… 2
中期事業計画・年度経営計画について …… 3
平成25年度の主な取組み …… 6
信用保証の実績 …… 9
平成25年度事業報告 …… 18
広報活動 …… 23
信用補完制度について …… 26
信用保証の概要 …… 28
コンプライアンス態勢 …… 36
役員構成 …… 40
組織機構図 …… 41
本所・支所のご案内 …… 42

経営理念

1. 中小企業金融の円滑化

京都信用保証協会は、中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、中小企業の経営基盤の安定強化に寄与するため、中小企業金融の円滑化に努めます。

2. 健全な業務運営と経営基盤の確立

京都信用保証協会は、「公平・平等・公正」を業務の基本とし、健全な業務運営を行うとともに、自らの経営の合理化・効率化に努め経営基盤の確立を図ります。

3. 社会的責任と公共的使命

京都信用保証協会は、信用保証を通じ府内中小企業の経営基盤の安定と強化ならびに事業の発展に寄与し、豊かな伝統と文化に支えられた京都の産業振興と経済発展に貢献すべき公共的使命があり、その社会的責任を果たすべく日々努力をいたします。

協会の概要

概　要

平成26年3月31日現在

名　　称	京都信用保証協会
設立認可	昭和14年8月1日
根拠法律	信用保証協会法
役員構成	京都府・京都市・府下市町村の代表者、金融機関の代表者、業界団体の代表者等
所在地	京都市右京区西院東中水町17番地（京都府中小企業会館内）
基本財産	449億円 基　金　76億円 （国、役員構成機関からの出捐金および負担金） 基金準備金　373億円
利用企業者数	29,315企業
事業規模	保証承諾額（平成25年度）　13,182件 2,686億円 保証債務残高　56,940件 8,981億円
役職員数	常勤役員　5名（非常勤役員17名） 職　員　147名

創立からのあゆみ

昭和14年　4月27日	社団法人京都信用保証協会設立総会開催
昭和14年　8月　1日	社団法人京都信用保証協会設立認可
昭和14年　8月31日	社団法人京都信用保証協会設立登記完了
昭和14年　9月　6日	業務開始
	所在地　京都市下京区四条通東洞院西入長刀鉾町33　富国会館内
昭和25年　3月25日	本所事務所移転
	所在地　京都市中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町675-2
昭和30年　7月26日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立認可
昭和30年　7月29日	信用保証協会法に基づく特殊法人の設立転移の登記完了
昭和30年　8月　1日	本所事務所移転
	所在地　京都市中京区三条通高倉西入菱屋町51
昭和49年　9月　2日	本所事務所移転
	所在地　京都市右京区西院東中水町17　京都府中小企業会館内
昭和50年　3月	保証債務残高1,000億円突破
平成　9年12月	保証債務残高5,000億円突破
平成21年　9月　6日	創立70周年を迎える
平成21年　9月	保証債務残高1兆円突破

中期事業計画・年度経営計画について

第3次中期事業計画（平成24年度～平成26年度）

京都信用保証協会は、地域に密着した信用保証協会として、中小企業の事業維持・発展のため、関係機関と連携しオール京都体制で、金融と経営の総合的サービスの推進を図ります。

また、コンプライアンス態勢の一層の推進を図るとともに、計画の実現のため風通しの良い職場環境作りと人材育成を進めていきます。

以上を踏まえ、平成24年度から26年度までの3ヵ年間における業務上の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として積極的に取組んで参ります。

1 コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

2 風通しの良い職場環境作りと人材育成

3 金融と経営の総合的サービスの推進

（1）金融と経営のトータルサポートの推進
（2）適正保証及び各種保証制度の推進
（3）顧客サービスの推進
（4）審査・目利き能力の向上

4 回収の合理化・効率化

（1）分類別債権管理の推進
（2）個別企業の実態に即した回収
（3）費用対効果に基づく法的措置
（4）管理事務停止と求償権整理の推進
（5）保証協会債権回収㈱京都営業所（サービサー）の効率化とローコストの債権管理

5 利便性向上を目指した環境整備

中期事業計画・年度経営計画について

◆ 平成26年度経営計画

1. 業務環境

（1）京都府の景気動向

京都府の景気動向は、政府の金融・財政政策等による効果もあり、緩やかに回復しています。

製造業の生産活動は、一般・精密機械で自動車向けや半導体関連が好調なほか、電子部品・デバイスでは、自動車、太陽光発電関連、スマートフォン向けで高い操業度を維持し、輸出についても緩やかに増加しています。一方、和装関連については、低水準の生産が続いています。

また、設備投資は、製造業を中心に能力増強投資や更新投資等に踏み切る先が増えるなど持ち直しつつあり、住宅投資、公共投資はともに前年度を上回って推移しています。

個人消費は、百貨店売上高が高額品を中心に雑貨や身の回り品で好調だったほか、スーパーでは食料品が堅調であるなど、消費マインドの改善や株高等の資産効果を背景に緩やかに持ち直しています。

雇用・所得環境は、有効求人倍率が平成25年4月の0.89倍から平成26年1月の0.97倍へと改善し、また賃金が全体として下げ止まりつつあるなど、緩やかに改善しています。

（2）中小企業を取り巻く環境

政府の金融・財政政策等による効果を背景に景気回復の裾野は広がっていますが、中小企業・小規模事業者（以下、中小企業者等という。）においては景気回復の実感が十分に行き渡っていない状況にあります。

また、消費税率引上げに伴う駆け込み需要とその反動、円安等によるコストアップの価格転嫁など先行きについては不透明感が漂っています。

2. 業務運営方針

このような状況の中、当協会は地域密着型信用保証協会として関係機関と連携し、オール京都体制で中小企業者等に寄り添った伴走支援を行い、金融と経営の総合的サービスを推進します。また、中堅・若手職員による「次の一手プロジェクト」を中心に、全職員で保証協会の新たなビジネスモデル、顧客サービスを創造し、「総合支援サービス機関」を目指した取組みを推進します。

コンプライアンス及び危機管理態勢については一層の強化を図り、より信頼される保証協会を目指すとともに、風通しの良い職場環境作りと人材育成を進めていくこととし、以下に掲げる事項を主要項目として取り組んでまいります。

（1）金融と経営の総合的サービスの推進

①オール京都による新たな統合型中小企業支援モデルを構築し、中小企業者等に寄り添った金融・経営支援を行います。

②中小企業診断士等と連携した専門家派遣事業（京都バリューアップサポート）を活用した経営支援を推進します。

③保証後の継続的なフォローアップ、積極的な再生支援等の取組みにより中小企業者等の経営改善を支援します。

④行政、金融機関、関係機関等との連携を図り、事業承継・創業支援を強化します。

⑤京都府、京都市協調融資制度を保証推進の柱とし、政策保証や金融機関との提携保証の推進を図ります。

（2）回収の合理化・効率化

①代位弁済後に実施する初回管理方針や定期的な管理方針協議を行い、統一的な債権管理を行います。

②地図情報システムを活用した現地訪問や自動督促機能を活用した督促により、債務者・保証人等との交渉頻度を高め、効果的な回収に努めます。

③個別企業の実態把握に努め、適時適切な法的措置を講じるとともに、管理事務停止や求償権整理を推進します。

（3）コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

①公的機関として健全で透明性の高い業務を行うために、コンプライアンス態勢の充実･強化を図ります。

②公平・平等・公正な審査を徹底し、反社会的勢力等の案件については、関係機関と緊密な連携を図り徹底排除します。

③内部検査を適切に実施し、適正な業務運営を確保します。

④個人情報保護法を遵守するとともに、個人情報の適切な管理に努めます。

（4）風通しの良い職場環境作りと人材育成

①職場間の情報共有とともに柔軟な発想で知恵を出し合い、風通しが良く働き甲斐のある職場環境作りを推進します。

②外部及び内部研修の充実を図るなど人材育成に努めます。

（5）情報発信の推進

当協会の取組みについて、中小企業者等をはじめ経済団体などの関係機関に理解してもらえるよう、機会あるごとに情報発信を行います。

（6）利便性向上を目指した環境整備

本所及び宇治支所について、事務所移転に向けて引き続き環境整備を進めます。

3. 保証承諾等の見通し

平成26年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下の通りです。

項　目	金　額	前年度計画比
保　証　承　諾	2,700億円	90.0%
保証債務残高	8,500億円	95.5%
代　位　弁　済	250億円	83.3%
回　　収	42億円	100.0%

平成25年度の主な取組み

◆「オール京都による統合型中小企業支援」の構築

中小企業支援施策の新たな取組みとして、「オール京都による統合型中小企業支援(①オーダーメイド計画策定支援、②伴走型支援、③融資・保証制度支援)」を構築しました。

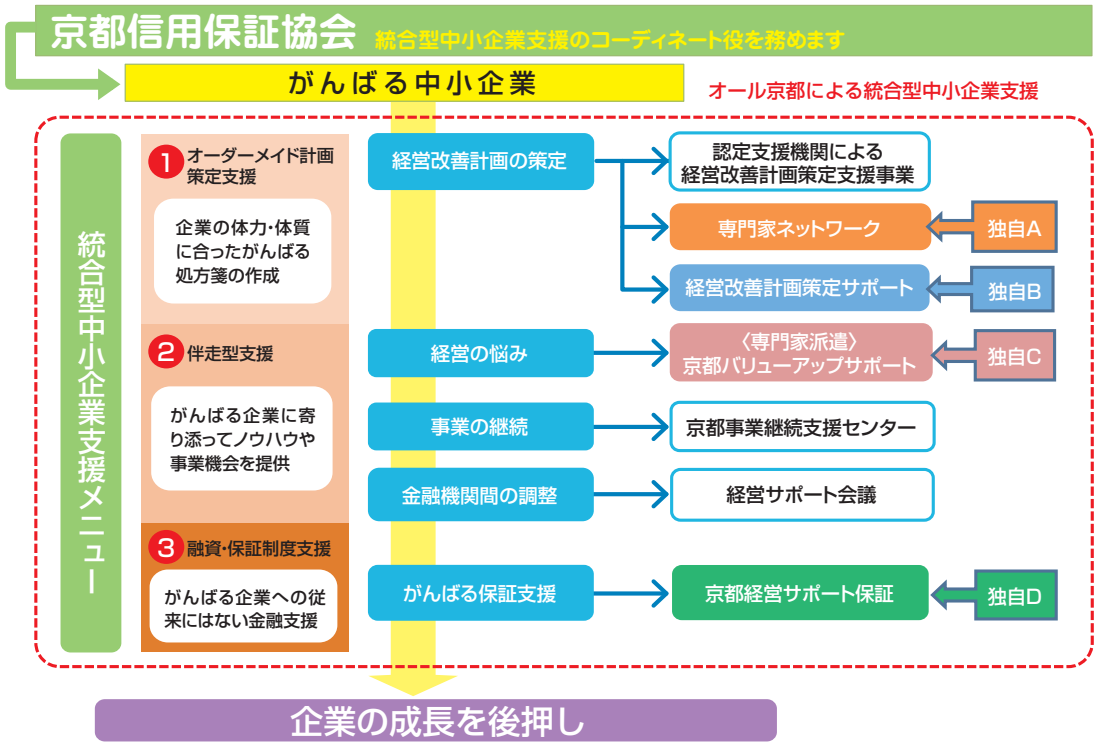

独自A 専門家ネットワーク

京都府中小企業診断協会、近畿税理士会京都府支部連合会、日本公認会計士協会京滋会等と連携し、当協会が認定支援機関間のコーディネート役を務め、経営改善計画策定を支援します。

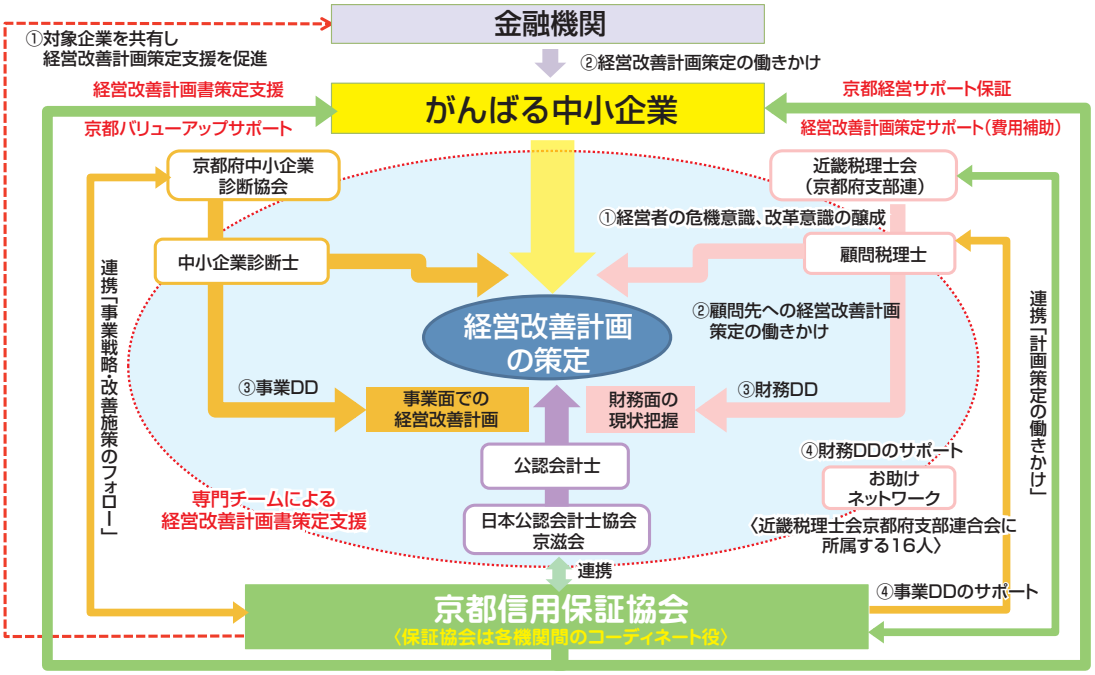

独自B 経営改善計画策定サポート

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し経営改善計画を策定された中小企業者・小規模事業者の方を対象に、計画策定費用の1/6（最大20万円）を当協会が補助します。

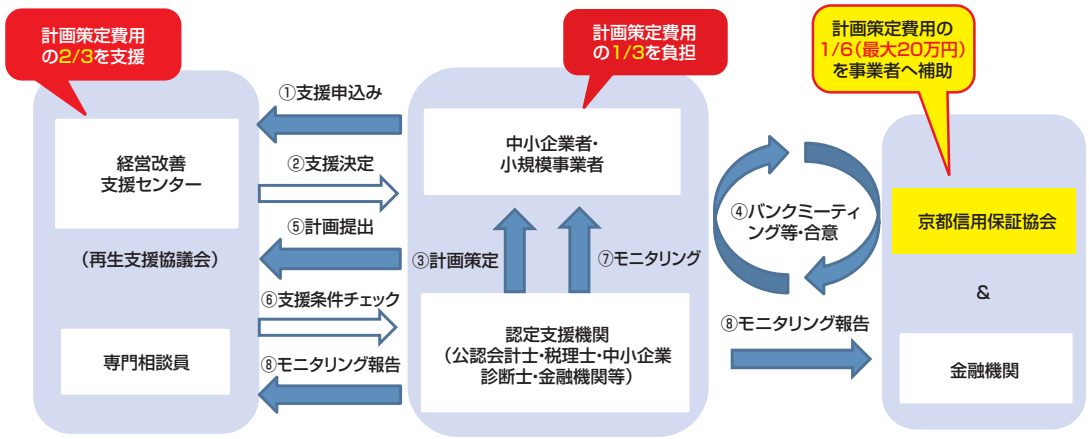

独自C 〈専門家派遣〉京都バリューアップサポート

中小企業診断士・税理士の専門家を当協会の費用負担でお客さまの事業所に派遣しています。
また、一度「京都バリューアップサポート」を行った企業についても、フォローアップとして「プラス･サポート」を行っています。

名　称	「フル・サポート」	「ワンデイ・サポート」	「プラス・サポート」
派遣回数	最大５回まで	１回	２回程度
期　間	２か月以内（目安）	1日	１か月以内（目安）
費　用	全額協会にて負担（お客さまの費用負担は発生しません）		

独自D 京都経営サポート保証

15年以内のスーパーロング資金、5年以内のスタートアップ資金で資金繰り安定を図ります。

名　称	京都経営サポート保証	
	スーパーロング資金（長期安定）	スタートアップ資金（経常借換）
保証限度	2億8,000万円 （うち無担保8,000万円）	無担保3,000万円・有担保1億円 （月商の3か月以内とする）〈真水資金無し〉
保証期間	15年以内（均等分割）	5年以内一括（もしくは1年更新）
取扱金融機関	京都銀行　京都信用金庫　京都中央信用金庫　京都北都信用金庫　滋賀銀行 南都銀行　商工組合中央金庫	

◘ 提携保証「ネクスト」の創設

プロパー貸付とセットで保証を行う新しい保証制度として「パッケージ保証『ネクスト』」を6月に創設しました。保証期間は最大10年で、中小企業者の資金繰り安定に有効な商品です。金融機関様との提携保証で通常より短期間で保証審査を行っており、平成25年度は681件、182億32百万円の保証実績となりました。

平成25年度の主な取組み

企業コピーのリニューアル

当協会の20年、30年先のビジョンを乗せたメッセージにしたいという思いから、全役職員参加のもとで企業コピーをリニューアルしました。

㊕企業コピー
「あなたの企業の一員に」

タブレット端末を活用した「地図情報システム」の導入

訪問業務の効率化などを図るため、タブレット端末であるiPadと住宅地図を活用した「地図情報システム」を導入し、5月に本格稼動を開始いたしました。タブレット端末を活用して顧客情報と住宅地図を組み合わせた業務システムを導入したのは全国の信用保証協会の中では初となります。

25年6月7日　日経新聞

企業訪問効率化
タブレット導入
京都信用保証協

京都信用保証協会は企業訪問の効率化を狙って、タブレット（多機能携帯端末）と地図情報を活用したシステムを導入した。担当者は顧客である企業を検索し、地図上の場所を見ながら効率的な訪問計画を立てることなどができる。

本所（京都市）と4支所に米アップルのiPad（アイパッド）を計12台導入した。投資額は約1800万円。従来は顧客の借り入れ状況や地図を持ち歩いていたため、急な訪問に対応できなかった。端末導入を機に、1人あたりの1日の訪問件数を5件程度から10件以上に増やす目標だ。

地図情報システム

再生支援の推進

当協会は、業況不振に陥った中小企業者を一社でも多く再生させるため、京都府・京都市協調の中小企業再生支援融資制度を積極的に活用しています。

平成25年度、同制度による再生の取組みは109企業、266件176億29百万円の保証実績となりました。この結果、再生企業の従業員1,701名の雇用維持が図れ、地域経済に対して大きく貢献することができました。

また、京都府中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件（二次案件）に対する当協会の保証承諾は、29企業56億69百万円（平成25年12月末現在）で、引続き全国1位となりました。

再生企業に対しては、保証取組み後も金融機関と連携し、モニタリング等のフォローアップを行うことにより、再生計画達成に向けた支援を行っていきます。

なお、当協会が事務局を務める「京都再生ネットワーク会議（旧名称　企業再生担当者会議）」は、今年で10周年を迎えます。このネットワークで培ってきた関係機関との堅固な信頼関係をいかし、今後も地元企業の再生支援に寄与してまいります。

信用保証の実績

最近5年間の保証状況

保証承諾

（単位：百万円・％）

年度	件数	金額	前年度比
21	24,796	527,089	79.4
22	21,017	508,059	96.4
23	14,976	312,924	61.6
24	14,113	305,724	97.7
25	**13,182**	**268,586**	**87.9**

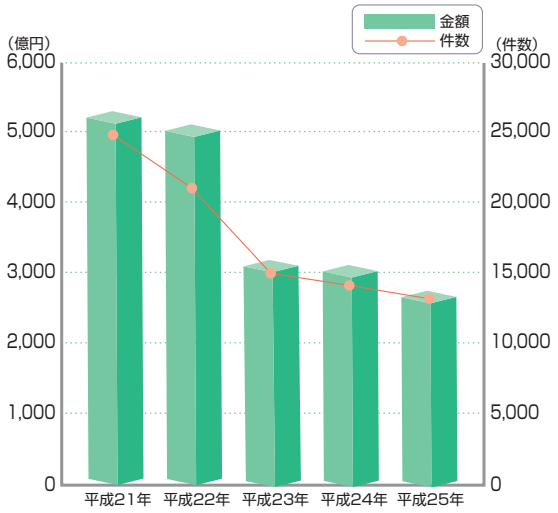

保証債務残高

（単位：百万円・％）

年度	件数	金額	前年度比
21	65,374	1,022,255	107.0
22	62,963	1,020,401	99.8
23	60,821	991,976	97.2
24	58,420	946,249	95.4
25	**56,940**	**898,056**	**94.9**

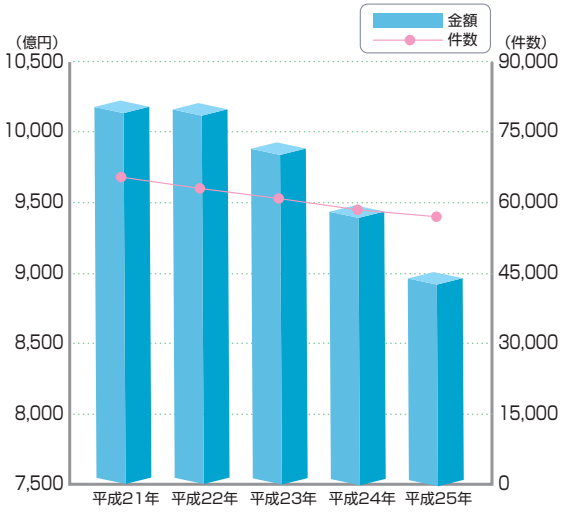

代位弁済

（単位：百万円・％）

年度	件数	金額	前年度比
21	1,771	25,782	102.6
22	1,575	25,078	97.3
23	1,302	22,617	90.2
24	1,274	21,918	96.9
25	**968**	**18,307**	**83.5**

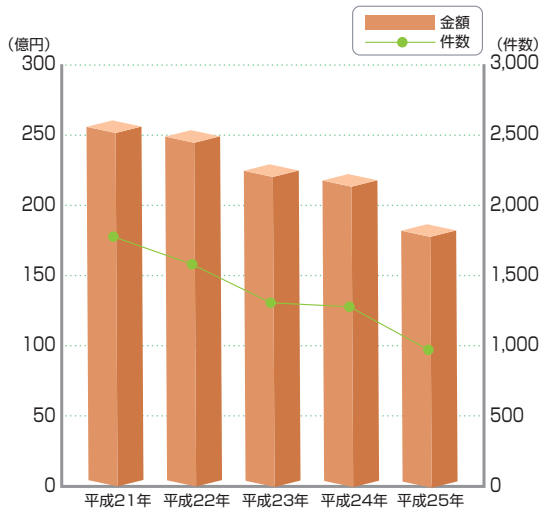

信用保証の実績

平成25年度　本支所別

保証承諾

（単位：百万円・%）

区分	件数	金額	前年度比
本所	8,600	189,350	86.7
宇治支所	2,535	45,542	88.0
南丹支所	601	10,127	95.7
中丹支所	727	12,569	96.0
丹後支所	719	10,998	92.3
合計	13,182	268,586	87.9

構成比（金額）

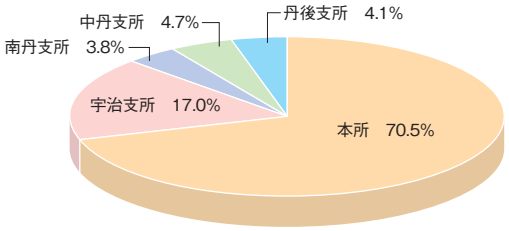

保証債務残高

（単位：百万円・%）

区分	件数	金額	前年度比
本所	37,473	625,217	94.6
宇治支所	10,255	157,525	96.1
南丹支所	2,378	32,222	96.9
中丹支所	3,620	46,991	93.3
丹後支所	3,214	36,102	96.3
合計	56,940	898,056	94.9

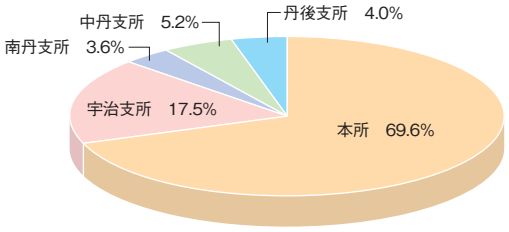

代位弁済

（単位：百万円・%）

区分	件数	金額	前年度比
本所	674	13,073	85.6
宇治支所	137	3,155	66.2
南丹支所	43	634	103.8
中丹支所	69	782	77.6
丹後支所	45	663	248.3
合計	968	18,307	83.5

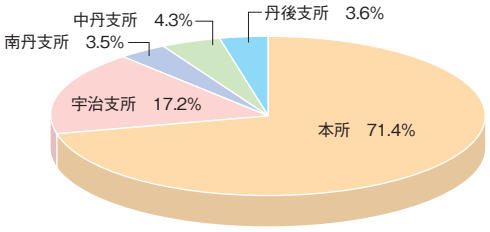

平成25年度　金融機関群別

保証承諾

（単位：百万円・%）

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	519	15,587	89.3
地方銀行	4,887	105,924	86.0
第二地銀	140	3,029	69.5
信用金庫	7,553	142,902	89.3
信用組合	16	83	25.8
その他	67	1,061	255.2
合計	13,182	268,586	87.9

構成比（金額）

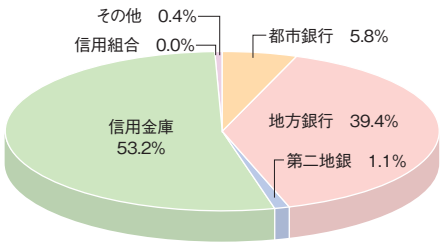

保証債務残高

（単位：百万円・%）

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	2,051	46,573	96.2
地方銀行	21,306	350,113	93.3
第二地銀	740	11,751	89.5
信用金庫	32,527	486,930	96.1
信用組合	105	745	70.2
その他	211	1,944	120.0
合計	56,940	898,056	94.9

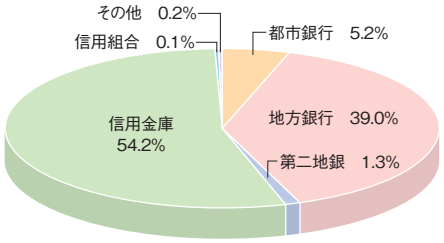

代位弁済

（単位：百万円・%）

区分	件数	金額	前年度比
都市銀行	22	534	74.6
地方銀行	310	5,596	76.2
第二地銀	21	360	72.5
信用金庫	607	11,588	86.8
信用組合	7	204	7,632.0
その他	1	25	163.4
合計	968	18,307	83.5

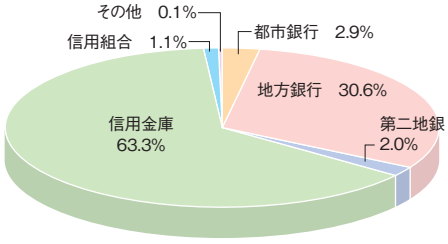

信用保証の実績

平成25年度　資金使途別

保証承諾

（単位：百万円・%）

区分	件数	金額	前年度比
運　転　資　金	11,965	253,820	87.4
設　備　資　金	541	4,194	98.9
運　転・設　備	676	10,572	96.8
合　　計	13,182	268,586	87.9

構成比（金額）

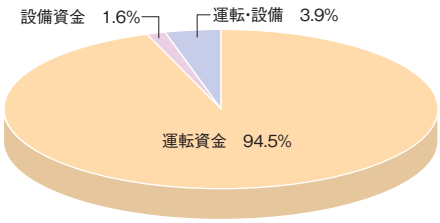

保証債務残高

（単位：百万円・%）

区分	件数	金額	前年度比
運　転　資　金	51,239	844,177	94.9
設　備　資　金	2,596	17,858	91.5
運　転・設　備	3,105	36,022	97.1
合　　計	56,940	898,056	94.9

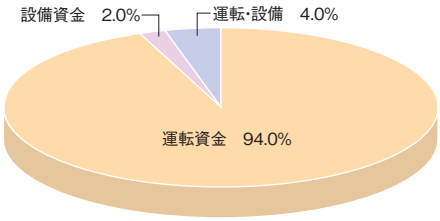

代位弁済

（単位：百万円・%）

区分	件数	金額	前年度比
運　転　資　金	902	17,540	83.4
設　備　資　金	21	259	72.4
運　転・設　備	45	508	97.5
合　　計	968	18,307	83.5

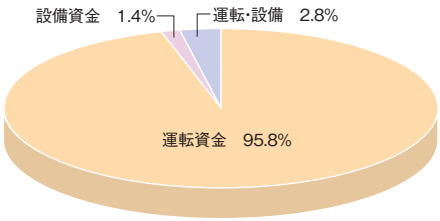

平成25年度　制度別

保証承諾

（単位：百万円・%）

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換	2,686	81,759	63.7
おうえん	2,753	13,042	115.0
一般振興	1,979	42,118	126.1
経営支援	140	2,549	80.6
その他制度融資	1,578	31,890	107.2
提携保証	2,208	59,168	111.8
一般・その他	1,838	38,060	81.2
合計	13,182	268,586	87.9

提携保証は、スーパータイムリー、京力サポートの他、平成25年6月創設のネクストを含む

構成比（金額）

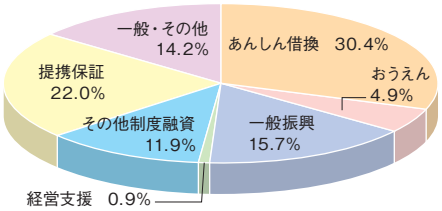

保証債務残高

（単位：百万円・%）

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換	22,456	400,590	88.5
おうえん	9,858	34,631	101.6
一般振興	5,164	89,397	111.6
経営支援	992	15,714	81.3
その他制度融資	5,614	127,097	103.0
提携保証	6,106	116,657	109.9
一般・その他	6,750	113,970	87.3
合計	56,940	898,056	94.9

提携保証は、スーパータイムリー、京力サポートの他、平成25年6月創設のネクストを含む

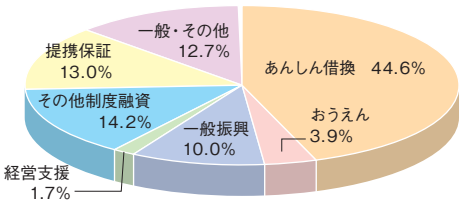

代位弁済

（単位：百万円・%）

区分	件数	金額	前年度比
あんしん借換	418	9,605	82.8
おうえん	143	646	93.0
一般振興	88	1,985	101.1
経営支援	27	501	56.0
その他制度融資	76	1,763	89.6
提携保証	66	1,124	71.5
一般・その他	150	2,682	83.1
合計	968	18,307	83.5

提携保証は、スーパータイムリー、京力サポートの他、平成25年6月創設のネクストを含む

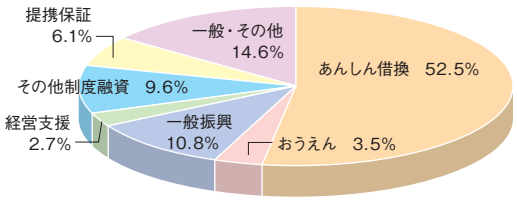

信用保証の実績

平成25年度　業種別

保証承諾

（単位：百万円・%）

区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	414	8,665	94.8
機械金属工業	917	25,630	87.0
その他製造業	1,457	35,468	93.2
建設業	3,063	56,173	83.1
小売業・飲食業	2,587	42,483	82.4
卸売業	2,076	51,070	90.0
不動産業	494	7,337	77.3
サービス業・その他	2,174	41,761	95.6
合計	13,182	268,586	87.9

構成比（金額）

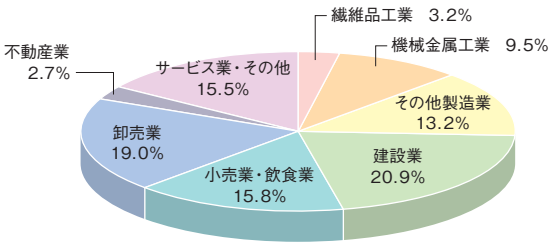

保証債務残高

（単位：百万円・%）

区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	2,230	30,769	92.7
機械金属工業	4,174	90,143	93.1
その他製造業	6,328	120,283	95.3
建設業	12,248	177,083	95.2
小売業・飲食業	12,102	153,083	96.2
卸売業	8,177	165,146	94.4
不動産業	2,232	26,156	90.8
サービス業・その他	9,449	135,393	95.8
合計	56,940	898,056	94.9

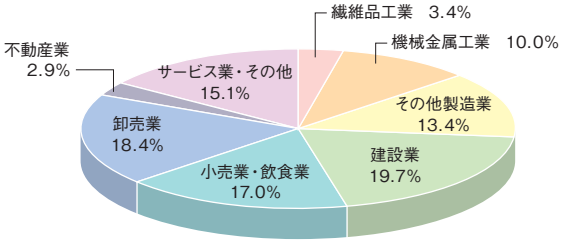

代位弁済

（単位：百万円・%）

区分	件数	金額	前年度比
繊維品工業	25	528	65.3
機械金属工業	89	2,595	136.8
その他製造業	72	1,514	84.0
建設業	243	4,062	56.8
小売業・飲食業	224	2,951	98.2
卸売業	169	3,918	104.7
不動産業	16	100	44.1
サービス業・その他	130	2,639	80.4
合計	968	18,307	83.5

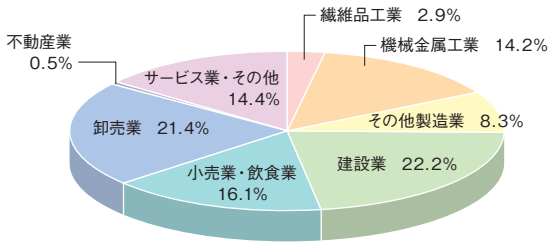

本支所別の業種構成比（金額）

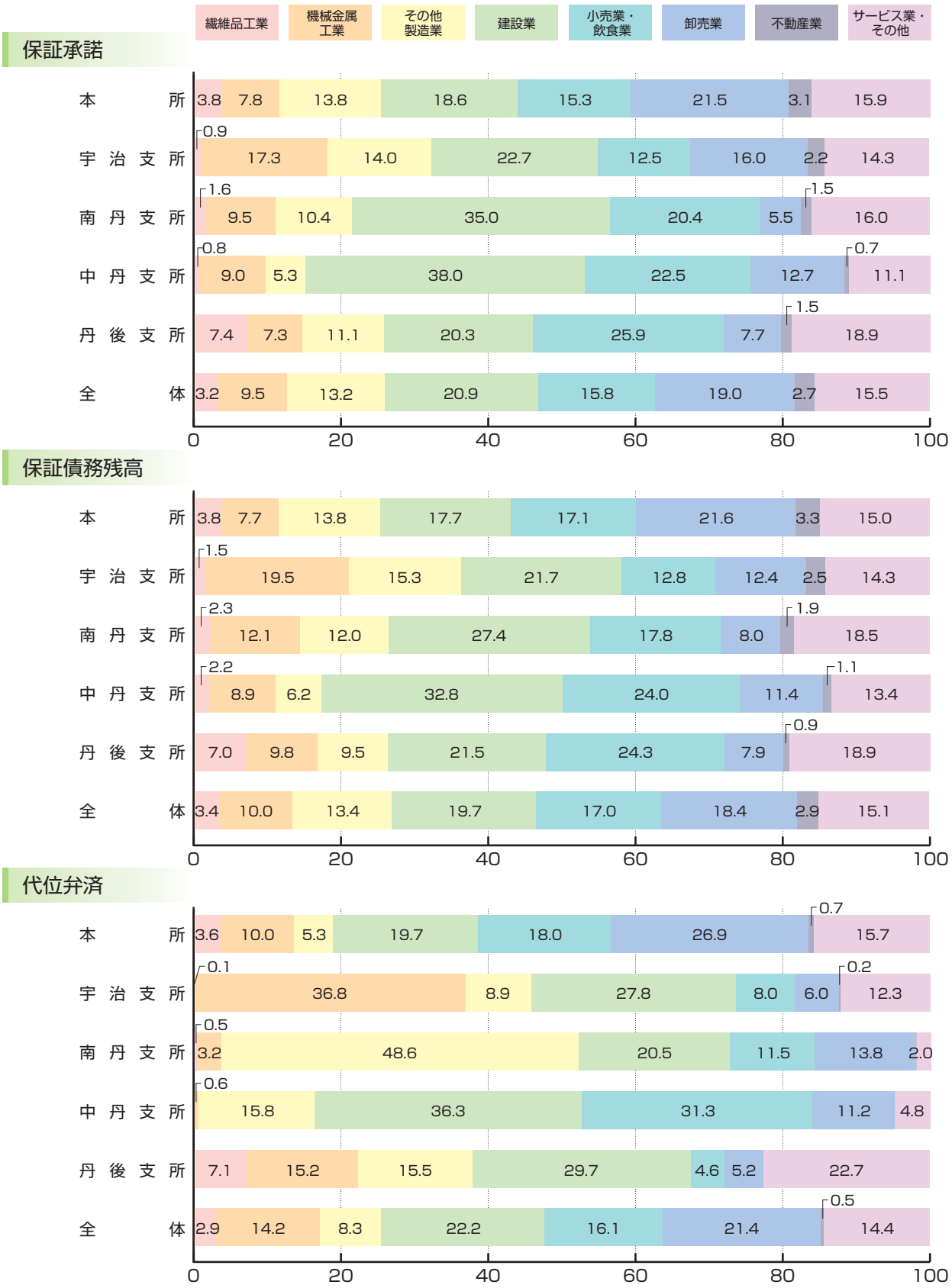

信用保証の実績

創立以来の事業概況

（単位:百万円）

年度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済		求償権回収		求償権残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
14～62	532,360	2,216,471	46,648	299,361	32,937	89,428	18,109	47,075	1,797	3,798
63	17,918	180,220	43,298	290,905	1,747	9,646	992	8,054	1,690	2,112
平成元	17,099	194,552	40,754	298,060	520	2,048	967	6,908	729	502
2	18,132	239,049	40,919	346,298	289	1,084	964	4,912	384	312
3	19,574	221,331	42,534	367,478	467	4,069	717	2,945	262	653
4	21,945	240,716	45,900	389,933	936	10,843	660	3,040	544	2,371
5	23,505	237,078	51,328	423,054	991	9,409	663	3,284	789	3,758
6	23,278	246,410	56,431	434,420	1,064	7,731	650	4,370	655	2,425
7	24,300	262,594	60,562	450,862	1,217	8,147	679	5,134	290	1,423
8	27,010	281,838	66,001	476,977	1,184	8,280	729	4,794	286	1,484
9	29,355	310,796	70,937	512,654	1,549	10,329	636	5,401	529	2,101
10	43,801	596,054	87,123	802,281	1,795	12,592	838	6,469	514	2,771
11	31,790	454,906	93,180	880,312	2,261	19,800	828	7,777	704	4,869
12	30,614	490,554	92,655	869,743	3,236	28,291	794	9,958	1,059	8,298
13	26,358	341,985	92,300	827,226	3,687	32,059	979	11,840	1,350	7,289
14	27,545	413,895	87,673	779,430	3,480	28,752	872	10,662	1,396	6,847
15	32,377	488,847	79,023	792,148	2,614	19,327	882	10,718	859	5,944
16	29,549	420,772	80,085	830,231	2,089	15,296	724	8,056	667	4,502
17	24,711	394,836	77,207	834,778	1,763	15,438	616	7,456	663	4,887
18	22,291	352,144	75,531	821,057	1,759	16,125	530	6,168	735	5,395
19	22,889	364,511	74,644	820,502	1,756	18,199	556	5,826	820	5,812
20	30,515	663,866	67,187	955,345	2,151	25,137	491	4,779	1,063	8,238
21	24,796	527,089	65,374	1,022,255	1,771	25,782	441	4,755	790	6,678
22	21,017	508,059	62,963	1,020,401	1,575	25,078	385	4,990	396	5,435
23	14,976	312,924	60,821	991,976	1,302	22,617	394	4,748	331	6,169
24	14,113	305,724	58,420	946,249	1,274	21,918	277	4,305	924	7,870
25	13,182	268,586	56,940	898,056	968	18,307	325	4,694	600	5,178
累計	1,165,000	11,535,810	—	—	76,382	505,729	35,698	209,118	—	—

※求償権回収は元金の完済件数と実際回収額（元金）、求償権残高は帳簿残高

浸透率・代位弁済率・回収率

企業浸透率

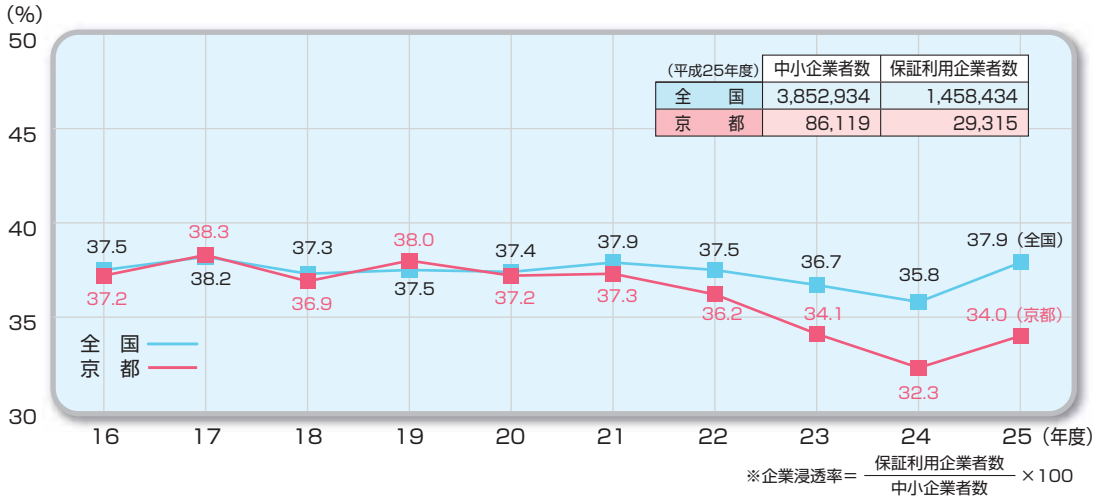

※企業浸透率＝$\frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{中小企業者数}}$×100

平残代位弁済率

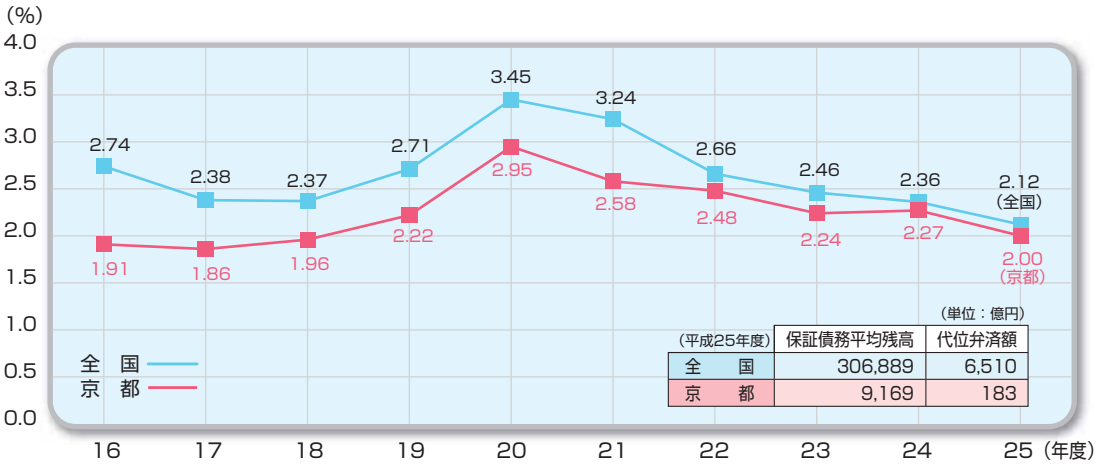

※平残代位弁済率＝$\frac{\text{代位弁済額}}{\text{保証債務平均残高}}$×100

求償権回収率

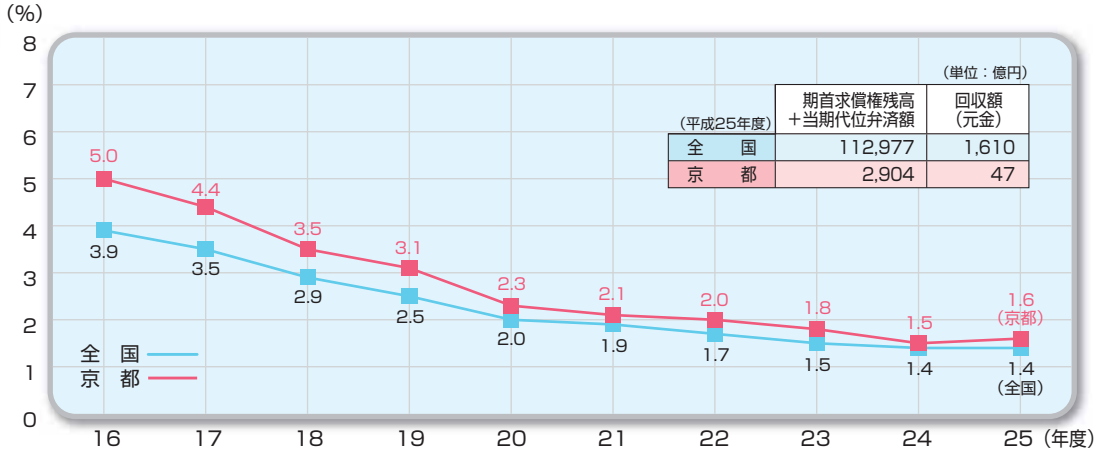

※求償権回収率＝$\frac{\text{回収額（元金）}}{\text{期首求償権残高＋当期代位弁済額}}$×100
（対債務者回収）

平成25年度事業報告

貸借対照表

平成26年3月31日現在　　（単位：円）

借　方		貸　方	
科　目	金　額	科　目	金　額
現金	104,104	基本財産	44,917,946,127
預け金	40,596,060,287	基金	7,589,367,634
有価証券	61,043,310,000	基金準備金	37,328,578,493
動産・不動産	468,089,573	制度改革促進基金	0
保証債務見返	898,056,317,086	収支差額変動準備金	22,458,000,000
求償権	5,178,447,433	責任準備金	5,451,203,403
雑勘定	2,148,681,728	求償権償却準備金	1,435,459,084
未収利息	76,057,760	退職給与引当金	1,066,807,000
未経過保険料	2,066,519,884	損失補償金	0
その他	6,104,084	保証債務	898,056,317,086
		求償権補てん金	0
		借入金	0
		長期借入金	0
		短期借入金	0
		雑勘定	34,105,277,511
		仮受金	137,501,823
		保険納付金	279,768,287
		損失補償納付金	25,074,410
		未経過保証料	33,651,624,091
		未払保険料	5,114,591
		未払費用	6,194,309
合　計	1,007,491,010,211	合　計	1,007,491,010,211

財産目録

平成26年3月31日現在　　（単位：円）

資　産		負　債	
科　目	金　額	科　目	金　額
現金	104,104	責任準備金	5,451,203,403
預け金	40,596,060,287	求償権償却準備金	1,435,459,084
有価証券	61,043,310,000	退職給与引当金	1,066,807,000
動産・不動産	468,089,573	損失補償金	0
保証債務見返	898,056,317,086	保証債務	898,056,317,086
求償権	5,178,447,433	求償権補てん金	0
雑勘定	2,148,681,728	借入金	0
		雑勘定	34,105,277,511
合　計	1,007,491,010,211	合　計	940,115,064,084
		正味財産	67,375,946,127

用語解説

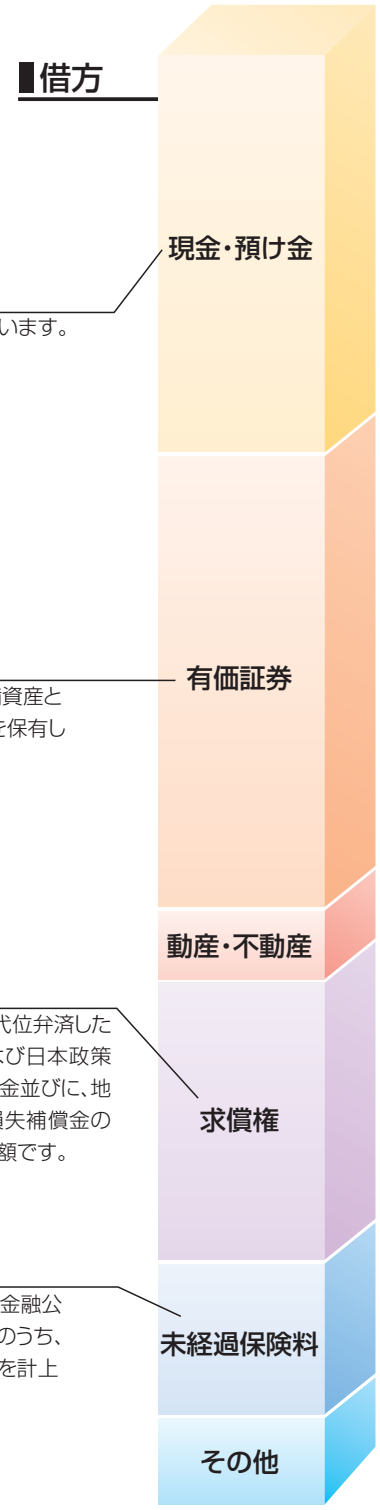

現金・預け金
金融機関へ預託しています。

有価証券
代位弁済の支払準備資産として社債・地方債等を保有しています。

求償権
経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金および日本政策金融公庫からの保険金並びに、地方公共団体からの損失補償金の受領額等を控除した額です。

未経過保険料
当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、次年度にかかる部分を計上しています。

基本財産
株式会社の資本金に相当するものです。

制度改革促進基金
国が実施する施策の円滑な導入・促進を図るためおよび中小企業者が必要とする事業資金の融通を円滑にするため、協会の経営基盤を強化することを目的とした基金です。

収支差額変動準備金
収支差額に欠損が生じる場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐための利益性の準備金です。

未経過保証料
受入保証料のうち当該決算期間の未経過分（次年度以降にかかる保証料）を計上します。

※保証債務見返（資産）と保証債務（負債）は同額のため、この表からは除いてあります。

収支計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで　　（単位：円）

支　出		収　入	
科　目	金　額	科　目	金　額
経常支出	**6,486,876,464**	**経常収入**	**11,547,788,220**
業務費	1,866,034,212	保証料	9,552,711,852
借入金利息	0	預け金利息	35,676,588
信用保険料	4,280,189,060	有価証券利息配当金	732,913,108
責任共有負担金納付金	340,549,639	延滞保証料	9,039,029
雑支出	103,553	損害金	97,111,124
		責任共有負担金	1,015,623,000
		雑収入	104,713,519
経常収支差額	**5,060,911,756**		
経常外支出	**26,400,724,571**	**経常外収入**	**25,723,194,018**
求償権償却	19,458,285,863	償却求償権回収金	612,974,328
雑勘定償却	55,776,213	責任準備金戻入	5,818,138,802
責任準備金繰入	5,451,203,403	求償権償却準備金戻入	2,770,086,487
求償権償却準備金繰入	1,435,459,084	求償権補てん金戻入	16,521,989,901
その他支出　他	8	保険金	14,649,701,133
		損失補償補てん金	1,872,288,768
		その他収入	4,500
経常外収支差額	**-677,530,553**		
制度改革促進基金取崩額	**73,257,000**		
収支差額変動準備金取崩額	**0**		
当期収支差額	**4,456,638,203**		
収支差額変動準備金繰入額	1,486,000,000		
基本財産繰入額	2,970,638,203		

用語解説

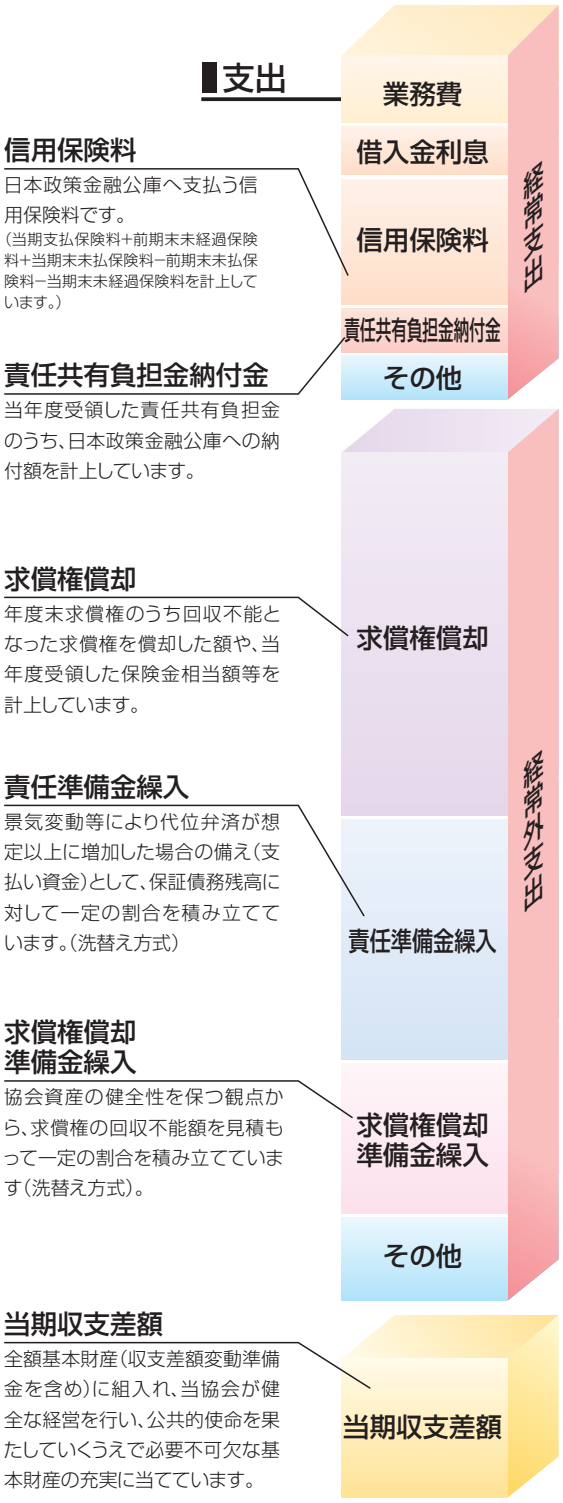

信用保険料
日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。
（当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料−前期末未払保険料−当期末未経過保険料を計上しています。）

責任共有負担金納付金
当年度受領した責任共有負担金のうち、日本政策金融公庫への納付額を計上しています。

求償権償却
年度末求償権のうち回収不能となった求償権を償却した額や、当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入
景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え（支払い資金）として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。（洗替え方式）

求償権償却準備金繰入
協会資産の健全性を保つ観点から、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています（洗替え方式）。

当期収支差額
全額基本財産（収支差額変動準備金を含め）に組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

保証料
決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額です。
（前期末未経過保証料+当期受入保証料−当期末未経過保証料を計上しています。）

預け金利息等
金融機関に預け入れた預託金の受取利息と、社債・地方債等の有価証券利息配当金です。

責任共有負担金
責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。

求償権補てん金戻入
代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償金からなっています。

制度改革促進基金取崩額
部分保証にかかる代位弁済による損失等を補うために、制度改革促進基金を取崩すことができることとなっています。

基本財産の状況

基本財産の現状

（平成26年3月末現在）

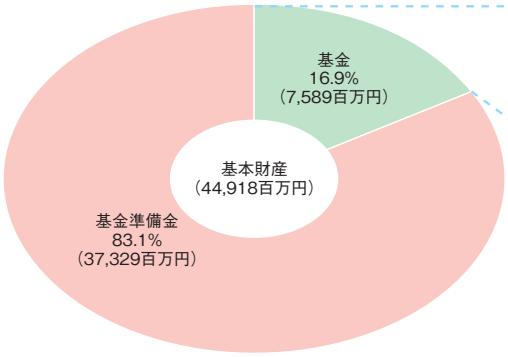

基金の内訳

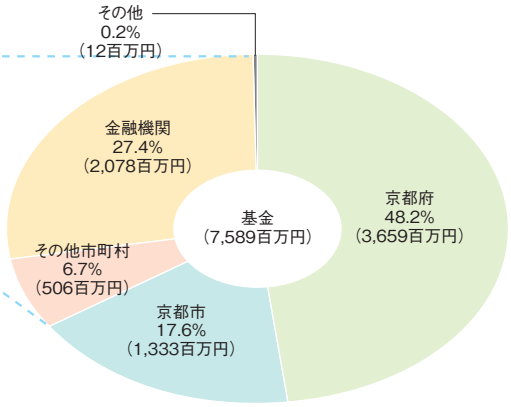

（注）1.基金準備金は協会の収支差額（収支差額変動準備金を控除後）の累積額。
2.京都府分には国からの基金補助金1,662百万円を含む。

基本財産の推移

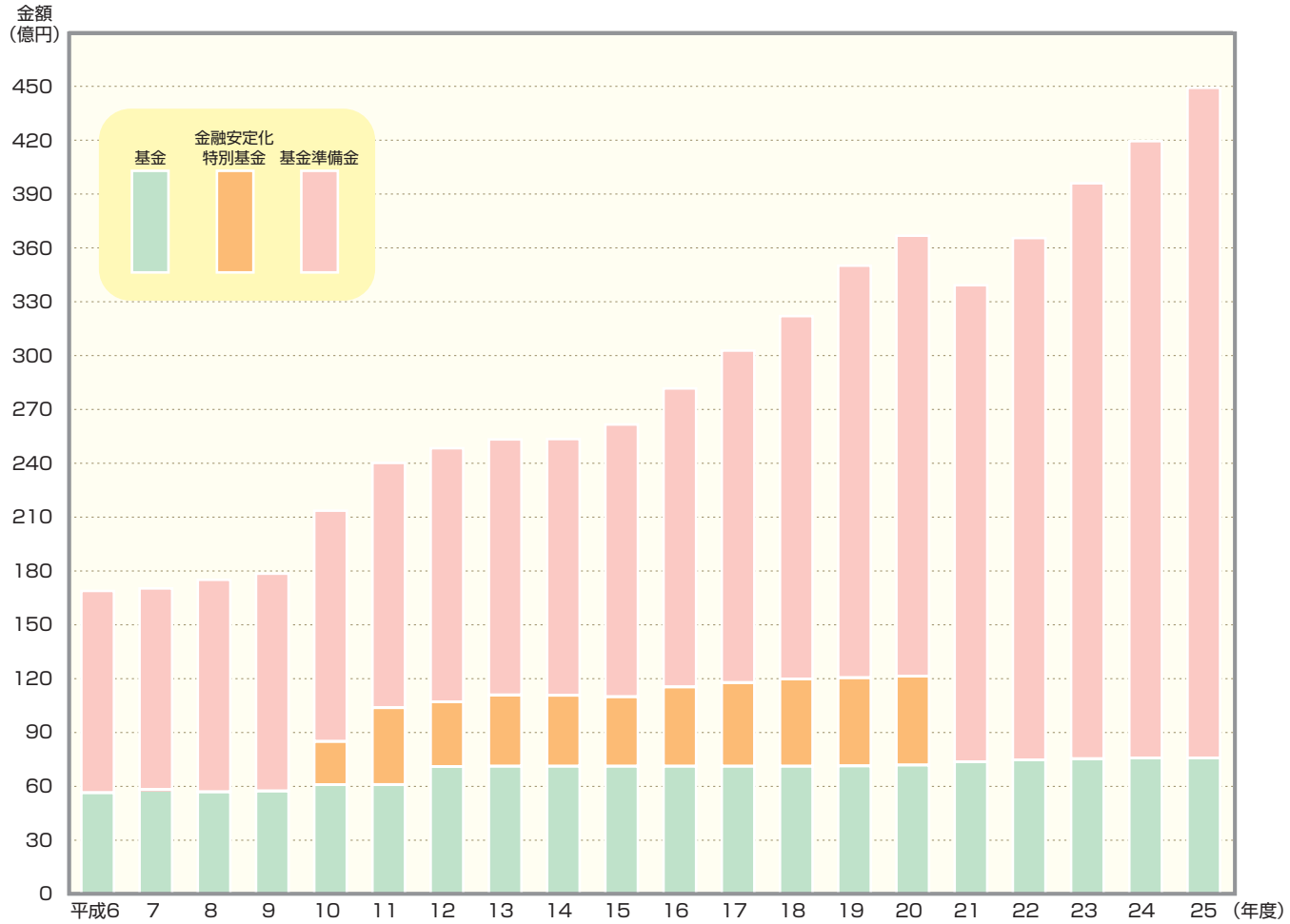

広報活動

当協会では、皆様により一層ご利用していただくために、顔の見える信用保証協会を目指して、広報活動の充実に努めています。

ホームページによる情報発信

当協会のホームページは、皆様に見やすく分かりやすい内容となるよう心がけております。

今後も、スピーディで的確な情報を発信していきますので、ぜひご活用ください。

http://www.kyosinpo.or.jp/

保証月報、保証季報の発行

定期刊行物として、毎月１回「保証月報」、四半期毎に「保証季報」を発行し、府内の金融機関、府および市町村、商工会・商工会議所等に配布しています。

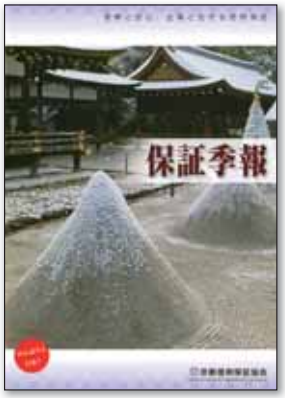

リーフレットの作成

中小企業の皆様向けに、さらなる利用促進を目的としてリーフレットを作成しています。

信用保証ご案内の発行

関係機関の皆様向けに、信用保証の内容から各種制度の紹介、保証申込手続等をコンパクトにまとめています。

報道機関へのニュースリリース

当協会では、事業概況や特別相談窓口の設置、並びに保証制度の取扱い状況等について、タイムリーに新聞社等に対して情報提供を行い、広範囲な広報に努めています。

25年11月21日　京都新聞

京の保証承諾 件数、額とも減

13年度上半期まとめ

京都信用保証協会がまとめた2013年度上半期（4～9月）の事業概況によると、金融機関に信用保証書を交付する保証承諾は件数、金額とも前年同期を下回った。4年連続の減少で、不況業種が対象の「セーフティネット5号」の利用が減ったためという。

保証承諾は6477件（前年同期比8・8％減）で金額は1330億円（同15・0％減）だった。セーフティネット5号を利用した保証額が前年同期から4割弱減ったのが主な要因で、全業種指定が昨年10月に終わったことや、景気の持ち直しによる売り上げの下げ止まりで、利用要件を満たさない企業が増えたためという。

保証承諾の減少で、保証債務残高は9182億円（前年同期比5・0％減）と2年連続で減少した。

返済不能になった保証先企業の債務を肩代わりする代位弁済は、89億円（前年同期比15・7％減）だった。代位弁済額を元本とする求償権の回収は26億円（同36・0％増）だった。（矢ケ村尚幸）

26年4月18日　京都新聞

京都信用保証協会 承諾額12％減 2685億円

13年度 景気回復で需要低調

京都信用保証協会が17日発表した2013年度の信用保証概況によると、保証承諾額は1％減の8980億円。承諾先の金融債務を肩代わりする代位弁済は、倒産が少なかったため16・5％減の1683億円と07年度以来6年ぶりに2000億円を下回ったが、1件当たりは大口化した。

保証承諾が2千億円台となるのは、1996年度以来17年ぶり。主力のセーフティネット5号を利用できる業種の全業種指定が12年10月に終了し、今年3月には08年の米金融危機前の指定範囲に戻った。個別業績の下げ止まりで一定の利用要件を満たさない企業も増え、経営安定関連保証額は36％減の94億円まで縮小した。保証債務残高は5・4年ぶりに減少した。

京都信用保証協会は、14年度の保証承諾額を2700億円、代位弁済額を250億円とそれぞれ予想し「消費税増税で景気が悪化すれば運転資金に影響が出る可能性があり、注意しながら中小企業の支援を続けたい」としている。（猪口健司）

26年1月17日　ニッキン

若手中心に「次の一手」検討

信保協

◆…13年4月に機関への進化が必要になっ

麻生　理事長

中堅や若手、女性た。そこで、将来の協会像を職員中心の「次の若手職員に自由な発想で検討一手プロジェクさせている。すでに、新保証ト」を始めた京都制度や専門家と連携した新た信保協。麻生純理事長は「中な中小企業支援モデルなどが小企業のニーズが変化しており、協会は総合支援サービスもあり今後が楽しみ」と手応えを口にする。（大阪）

ビジネスフェアへの出展

平成26年2月20日～21日、「京都ビジネス交流フェア2014（主催：京都府、公益財団法人京都産業21）」が京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）で開催され、昨年に引き続き出展しました。

当日は、プロモーション動画等により信用保証のしくみや各種保証制度等についてご案内しました。

講義・講演を行いました

平成25年5月23日、京都産業大学の「経済人特別講義」で講義を行いました。「中小企業金融における信用保証の役割」をテーマに、信用保証協会の業務内容、信用補完制度のしくみから再生支援の取組みまで幅広く説明を行いました。

また、平成25年8月22日に開催された京都税理士協同組合主催の研修会、平成26年2月5日に開催された京都弁護士会・京都弁護士協同組合共催の研修会において、当協会の再生支援の取組みや中小企業支援の概要等について、それぞれ講演を行いました。

経済人特別講義（京都産業大学）

信用保証協会及び認定支援機関に関する研修会
（京都弁護士会・京都弁護士協同組合）

信用補完制度について

信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき設立された特殊法人です。中小企業者等の方々に対して、金融上の「公的な保証人」となって中小企業者と金融機関を結ぶ「架け橋」になり、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業を支援する役割を担っています。

信用保証協会は、このような機能・役割を果たすべく、中小企業者の信用力を引き出し、発展させるため、綿密な調査・審査を行い、当該企業の信用力に合った保証の推進に努めるとともに、中小企業者の経営や金融の相談等に応じています。

現在、信用保証協会は各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、全国であわせて51協会が設けられています。

◆ 信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と、信用保証協会、日本政策金融公庫の二者から成り立つ信用保険制度の総称です。

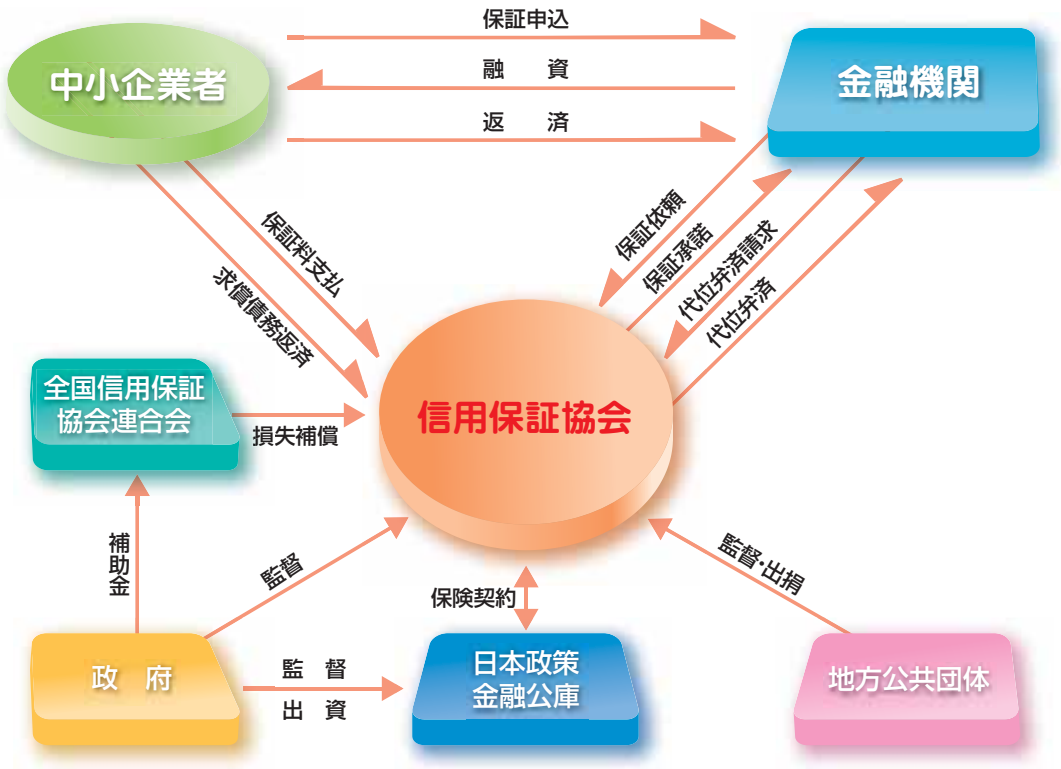

1 信用保証制度のしくみ

①～②　中小企業者から保証付融資の申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。

③　信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書発行）します。

④　金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。

⑤　中小企業者は融資条件によって返済します。

⑥　中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。

⑦　信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わり借入金を金融機関に代位弁済します。

⑧　信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。

2 信用保険制度のしくみ

①　日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

②　信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。

③　信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。

④　日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。

⑤　信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

信用保証の概要

◘ 保証対象となる方

○所在地

京都府内において事業を行っている中小企業者で、次の方が対象となります。

・個人の場合は、住居または事業所のいずれかが府内にあるもの

・法人の場合は、府内に本店または事業所を有するもの

○企業規模

資本金または常時使用する従業員のいずれかが、次の条件を満たしていれば対象となります。

業種	資本金	従業員数
製造業等（運送業、建設業を含む）	３億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	３億円以下	900人以下
卸売業	１億円以下	100人以下
小売業	５千万円以下	50人以下
サービス業	５千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	３億円以下	300人以下
旅館業	５千万円以下	200人以下
医療法人	—	300人以下

ただし、次の方は、対象から除かれています。

① 農業（園芸サービス業を除く。）、林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融･保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く。）、その他信用保証協会において不適当と認められる業種を営む方

② 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方

③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けている方

④ 手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能後、６か月以上経過していない方

⑤ 代位弁済を受け、その求償債務を完済していない方

⑥ 求償債務の連帯保証人となっている方

⑦ 延滞など正常でない保証取引中の方

⑧ 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方

⑨ ③～⑧の方が代表者となっている法人

⑩ ③～⑧の法人代表者の方

反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

◘ 保証限度額

個人・法人	２億8,000万円（無担保保証8,000万円含む）
組　　合	４億8,000万円（無担保保証8,000万円含む）

国の施策による特別の資金を対象とした保証（特別保証）では、上表とは別に制度ごとの限度額が定められています。

◆ 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。
次のような資金は対象となりません。
（1）生活資金、投機資金
（2）転貸資金（組合転貸資金を除く。）
（3）金融機関から直接借入れた資金を返済するための資金（旧債振替資金）（協会が認めた場合を除く。）

◆ 保証期間

運転資金　　5年
設備資金　　7年

●運転資金は、企業の収益性、資金繰り状況等からみて、特に必要と判断される企業については、7年まで延長することができます。
●設備資金は、7年以内で法定耐用年数内の期間設定を基本とします。ただし、法定耐用年数が7年を超える動産設備については10年まで、不動産設備については15年まで延長することができます。

注）地方公共団体および金融機関が設けている特別融資制度ならびに協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

◆ 連帯保証人

平成18年4月より原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
次のような方は連帯保証人になっていただく場合があります。
・実質的な経営権を有している方
・営業許可名義人
・同一事業に従事する配偶者
・事業承継予定者　等

組合の場合は原則として代表理事のみ連帯保証人としますが、個々の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。なお、転貸資金については、代表理事の他、転貸先組合員を連帯保証人とします。

◆ 担　　保

必要に応じて担保を提供していただきます。担保物件は、原則として不動産、有価証券および流動資産（売掛債権・棚卸資産）です。

〈不動産担保として好ましくないもの〉
・市街化調整区域内の不動産
・農地、山林
・遠隔地（ただし、近畿一府四県、三重県および福井県に所在するもので日帰り可能な地域のものは除く。）
・換価・評価困難なもの（進入路のない土地、袋地、不整形地で用途に制限のあるもの、道路、坂道の法、崖および傾斜地等。）

責任共有制度

責任共有制度について

平成19年10月、保証協会の保証付融資について、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした『責任共有制度』が導入されました。

信用保証協会と金融機関との関係

責任共有制度には、「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱いは、そのいずれかになります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

【負担金方式】

金融機関の過去の制度利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式

$$\text{負担金} = \text{保証債務平均残高（X期）} \times \frac{\text{代位弁済額（Y期）} - \text{不動産担保回収に関する額（Y期）}}{\text{保証債務平均残高（Y期）}} \times 20\%$$

※1：X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は、平成19年10月以降に保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限る。
※2：Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績率を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限る。

【部分保証方式】

金融機関が行う融資額の一定割合（80%）を保証する方式

保証金額＝貸付金額×80%

中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、80%の部分保証です。

責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図

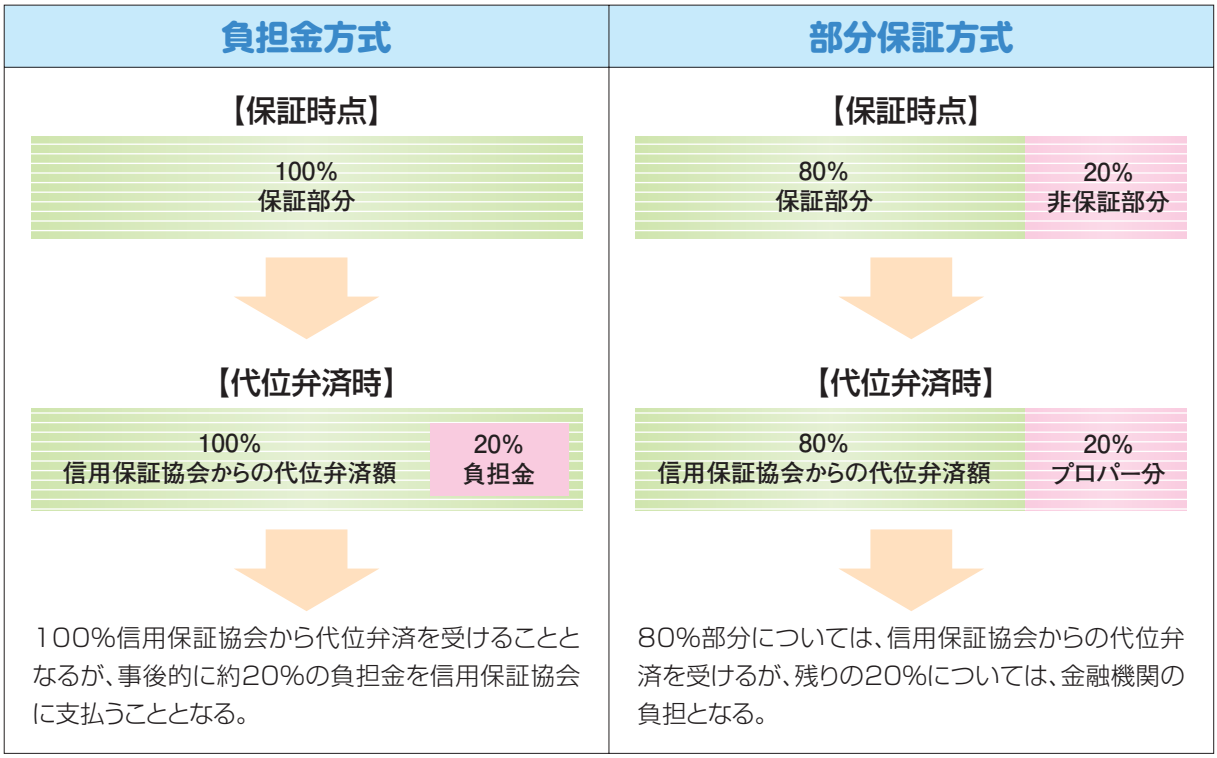

責任共有制度の対象となる保証制度

原則としてすべての保証制度が責任共有制度の対象となります。
なお、対象から除かれる主な保証は次のとおりです。

【対象外の主な保証制度】

・経営安定関連保険（セーフティネット）第1号～第6号にかかる保証
・創業関連保険、創業等関連保険にかかる保証
・特別小口保険にかかる保証
・「小口零細企業保証制度」（下記参照）
・「東日本大震災復興緊急保証制度」
・経営力強化保証、事業再生計画実施関連保証
（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）

小口零細企業保証制度の概要

責任共有制度の導入に併せて小規模事業者向けに設けられた全国統一保証制度です。
なお、保証限度額は、お客様の信用保証協会保証付融資残高（根保証の場合は融資極度額、部分保証の場合は融資額）により決まります。

ご利用いただける方	従業員数20人以下（商業またはサービス業（宿泊業および娯楽業を除く）の方は従業員数5人以下）
保証限度額	1,250万円 ※既に利用中の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で、1,250万円の範囲内
資金使途 保証期間等	運転資金　原則として5年以内 設備資金　原則として7年以内
貸付形式	証書貸付、手形貸付（根保証形式のものは除く）

信用保証料

信用保証料は、信用保証委託の対価としてお支払いいただく信用保証協会独自のものであり、金利・手数料等とは性格の異なるものです。

なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料・用紙代など一切いただきません。

信用保証料率

信用保証料率は、中小企業者の経営状況に応じて、下表のとおり9段階（基準料率）となります。最終的な信用保証料率は、個別に中小企業者の定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

保証料率の決定に当たっては、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）のリスク評価モデルを利用します。

※CRDとは平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。

（年率：%）

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証	責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
特殊保証（注）	責任共有保証料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
	責任共有外保証料率	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

（注）特殊保証料率は、極度保証（割引）、当座貸越（貸付専用型）根保証および事業者カードローン当座貸越根保証に適用します。

【定性要因による割引】

基準料率から以下の定性要因を加味して料率の割引をします。

（1）中小企業会計割引…0.1%の割引

国が推進する「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して決算書を作成し、税理士等が確認している中小企業者※1、または保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類を提出した中小企業者※2

※1　責任共有制度対象かつ料率弾力化された保証（特定社債保証および一括支払契約保証を除く）が対象です。

※2　一括支払契約保証を除く保証が対象です。

（株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社・士業法人が対象です。）

（2）有担保割引…0.1%の割引

有担保保証を利用する場合

※セーフティネット保証など適用しない制度もあります。

（3）いきいき割引…0.1%の割引（「小規模企業おうえん融資ベース枠」については0.2%の割引）

京都府「商工会等連携経営改革支援制度」による経営支援を受け、京都府および京都市の制度融資（「小規模企業おうえん融資」「一般振興融資」「経営支援緊急融資（「中小企業緊急経営あんてい融資」および「地域産業振興特区融資」を除く）」「あんしん借換融資」の4制度）を利用する場合

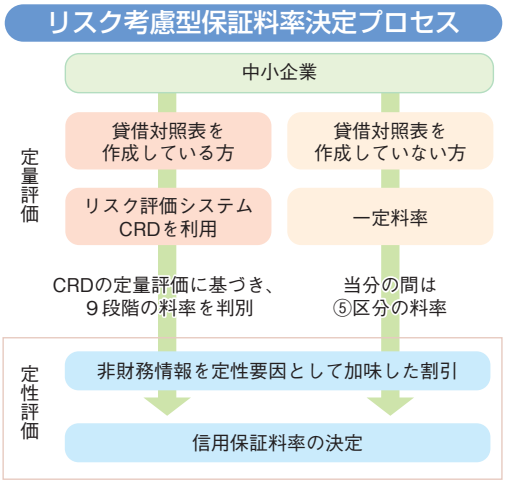

信用保証料の計算式

一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{\text{12か月(365日)}}$$

均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{\text{12か月(365日)}} \times \text{分割返済回数別係数}$$

返済回数	2～6回	7～12回	13～24回	25回以上
分割返済回数別係数	0.70	0.65	0.60	0.55

分割返済回数別係数とは、分割返済により年々その残高が減少することを考慮し、保証料を割引くための掛け目のことです。

主な融資制度の保証料率

京都府・京都市の協調融資制度において、下表のとおり基準料率から一部引き下げた料率設定を行い、保証料率が高くなる中小企業者の負担軽減を図っています。

低 ← 経営内容の指標 → 高

（年率：%）

区　分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
一般振興融資（無担保）		1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
小規模企業おうえん融資	ベース枠	1.80	1.60	1.45	1.25	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50
	ステップアップ枠	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
経営支援緊急融資（無担保）		1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
中小企業緊急経営あんてい融資	責任共有	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
	責任共有外	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50
あんしん借換融資		0.90（セーフティネット保証１～６号） 0.75（セーフティネット保証７、８号）								
短期融資	一般保証枠	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
	セーフティネット保証枠	0.90（セーフティネット保証１～６号） 0.75（セーフティネット保証７、８号）								
創業・経営承継支援融資	創業一般型	1.00（創業等関連保証）								
	創業支援型	1.00（創業関連保証）								
	（無担保）	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
	経営承継型（無担保）	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
中小企業再生支援融資	〈長期資金〉一般枠（無担保）	1.55	1.35	1.20	1.00	0.85	0.85	0.80	0.60	0.45
	〈短期フォローアップ資金〉一般枠	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
	〈長期資金・短期フォローアップ資金〉別枠	0.90（セーフティネット保証１～６号） 0.75（セーフティネット保証７、８号）								
中小企業下支え融資	一般保証枠（無担保）	1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
	セーフティネット保証枠	0.90（セーフティネット保証１～６号） 0.75（セーフティネット保証７、８号）								
	経営改善サポート保証枠	0.90（責任共有対象外） 0.75（責任共有対象）								

（　　部分について、保証料率を引き下げています。）

◆有担保保証の場合は割引料率が適用されるものがあります。

信用保証の概要

主な保証制度

（平成26年7月現在）

制度名	保証限度（1企業者あたり）	保証期間	保証料率（年率）
普通保証 通常の事業資金をお求めの方に…	〔一般保証〕 個人・法人　2億円 組合　4億円 〔無担保保証〕8,000万円	運転資金　5年以内 設備資金　7年以内	年0.45%～年1.90% （責任共有保証料率を記載しています）
極度保証 継続的に割引・手形貸付をお求めの方に…	〔一般保証〕 個人・法人　2億円 組合　4億円 〔無担保保証〕8,000万円 （〔普通保証〕の枠内）	2年以内	手形貸付 年0.45%～年1.90% 割引 年0.39%～年1.62% （責任共有保証料率を記載しています）
当座貸越（貸付専用型）根保証 当座貸越により反復・継続的な資金をお求めの方に…	2億8,000万円 （〔普通保証〕の枠内）	1年間 もしくは 2年間	年0.39%～年1.62% （責任共有保証料率を記載しています）
事業者カードローン当座貸越根保証 時間・場所に制約されず、簡易な資金調達をお求めの方に…	2,000万円 （〔普通保証〕の枠内）	1年間 もしくは 2年間	年0.39%～年1.62% （責任共有保証料率を記載しています）
長期経営資金保証 大口の資金を超長期でお求めの方に…	2億円 （〔一般保証〕の枠内）	運転資金 5年以上15年以内 設備資金 5年以上20年以内	年0.45%～年1.90% （責任共有保証料率を記載しています）
中小企業特定社債保証 直接金融により資金調達の多様化を…	4億5,000万円 保証割合は80%	2年以上 7年以内	年0.45%～年1.90%
流動資産担保融資保証 売掛債権または棚卸資産を活用して資金調達を…	2億円 保証割合は80%	1年間 （個別保証の場合は1年以内）	年0.68%
創業等関連特別保証 創業を目指す方に…	1,500万円 （〔無担保保証〕の枠内）	10年以内	年1.00%

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載しています。

主な京都府・京都市協調融資制度

（平成26年7月現在）

<table>
<tr><th rowspan="2">制　度　名
（対象者）</th><th colspan="2">融資期間</th><th rowspan="2" colspan="2">限度額</th><th colspan="2">融資利率</th></tr>
<tr><th></th><th>経営安定特別支援制度</th><th></th><th>京都ECOレート</th></tr>
<tr><td>一般振興融資
（中小企業者・組合）</td><td>運転7年以内
設備10年以内</td><td>10年以内</td><td colspan="2">有担保　2億円
無担保　8,000万円</td><td>年2.9%以内</td><td>年2.7%以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小規模企業おうえん融資
（小規模企業・小規模組合）</td><td rowspan="2">運転5年以内
設備7年以内</td><td rowspan="2">10年以内</td><td>ベース枠1,250万円
【小口零細企業保証】
（保証協会の全ての保証付融資残高を含み1,250万円）</td><td rowspan="2">事業実績6か月以上1年未満の方は合計500万円</td><td colspan="2">年1.7%</td></tr>
<tr><td>ステップアップ枠
1,250万円
（一般枠の無担保保証8,000万円の範囲内）</td><td>年2.1%</td><td>年1.9%</td></tr>
</table>

制　度　名 （対象者）	融資期間 経営安定特別支援制度	限度額	融資利率 京都ECOレート
経営支援緊急融資 (売上減少等の中小企業者･組合) H27.3末まで	運転・設備 10年以内	有担保　2億円 無担保　8,000万円	年2.1% （経営診断を受ける場合は年1.9%）
中小企業緊急経営あんてい融資 (認定経営革新等支援機関等の支援を受ける中小企業者･組合)	運転5年以内 設備7年以内 借換10年以内	有担保　2億円 無担保　8,000万円	年2.1%
あんしん借換融資 (セーフティネット保証の中小企業者･組合) H27.3末まで	運転・設備 10年以内	【経営安定特別保証】 有担保　2億円 無担保　8,000万円 無担保無保証人1,250万円（小規模企業者等） （別枠のすべての保証付融資残高を含み1,250万円）	年1.8%

短期融資 （中小企業者・組合） H27.3末まで	運転　1年以内	無担保　8,000万円			年1.9%
		〈別枠〉無担保　8,000万円			年1.8%
創業・経営承継支援融資 (創業者・経営承継者)	運転　5年以内 設備　7年以内	創業一般型	【創業等関連特別保証】 1,500万円 事業開始・分社化から6か月未満の場合は自己資金の範囲内		年1.8% （Ⓐは取扱金融機関が定める固定金利）
		創業支援型	【創業関連特別保証】 1,000万円 事業転換・多角化の場合は1,500万円 取扱金融機関独自融資との協調要件（Ⓐ）の場合は、独自融資での借入額の範囲内		
	運転・設備 10年以内	経営承継型	【経営承継関連特別保証】 有担保　2億円 無担保　8,000万円		
中小企業再生支援融資 （再生に強い意志を持ち、取扱金融機関又は京都府中小企業再生支援協議会の支援を得て再生計画を作成した中小企業者・組合等）	＜長期資金＞ 10年以内 （ただし、特に必要と認められた場合は20年以内）	2億円		セーフティネット保証認定を受けた方は別枠利用可	金融機関の所定利率
	＜短期フォローアップ資金＞ 1年以内	無担保　8,000万円			
中小企業下支え融資 （認定経営革新等支援機関の支援を得て、企業サポート委員会の検討に基づき経営改善計画を作成または決定した中小企業者・組合）	運転・設備 10年以内 （ただし、特に必要と認められた場合は15年以内）	有担保　2億円 無担保　8,000万円		セーフティネット保証または事業再生計画実施関連保証の要件を満たす方は、別枠利用可	金融機関の所定利率 （固定利率）

コンプライアンス態勢

当協会は、府内中小企業金融の円滑化という社会的使命を担う公共性の強い機関であり、決定や行動において各種法令を遵守しているか、また、社会規範に照らし正しいものであるかを常に検証し、コンプライアンスを基本としたより健全で透明性の高い業務運営が求められています。当協会では、コンプライアンス態勢の推進に取り組み、中小企業者をはじめとする関係機関の皆様から揺るぎない信用と信頼を得られるよう努めて参ります。

コンプライアンスの基本方針

公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、中小企業の金融の円滑化に努め、地域社会の発展に貢献していくため、公正かつ公明で誰からも信頼され、くもりのない健全な業務運営を通じて「揺るぎない信頼」の確立に努めます。

質の高い信用保証サービス

経営の合理化・効率化に努め、中小企業者や社会のニーズに対応した、質の高い信用保証サービスを提供すべく、更なる高度な専門的知識の習得と俊敏な行動等による役職員全員のたゆまぬ努力と創意工夫を活かして、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

協会職員として業務上守るべき法令及び諸規程等（信用保証協会法、施行令、施行規則、定款、業務方法書、内部諸規程、各関係機関との諸契約等）を遵守します。また、職場の内外を問わず品位ある行動に努め、一般人として守るべき法令（民法、刑法、労働基準法、男女雇用機会均等法、交通法規等）及び社会的規範を遵守します。

反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等からの不当な介入・要求には毅然たる態度で臨み、不当な要求は断固拒否します。反社会的勢力の介入（不当要求行為）に対しては、担当者または現場だけの判断とせず、組織全体で一致団結し取り組みます。

地域社会に対する貢献

地域社会からの信頼を得、地域での存在感を高めるため、地域とのコミュニケーションを深め、信用保証協会の役割、経営等について理解を求めて参ります。また、「信用保証」を通じ、地域に密着した事業活動を展開し、各地方・地域の産業・経済の安定化・活性化および発展に貢献し、地域社会から必要不可欠な機関として受け入れられるよう努めます。

コンプライアンスの取組みについて

コンプライアンス態勢推進の取組みとして、全役職員にコンプライアンス関連マニュアル・規程集を配布し、一人ひとりが法令等の遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しております。

平成25年度においては、外部講師による全体研修のほか、各職場においても定例の勉強会を実施するなど、積極的な取組みを行いました。

これからも一層のコンプライアンス態勢の徹底強化を図って参ります。

コンプライアンス組織体制図

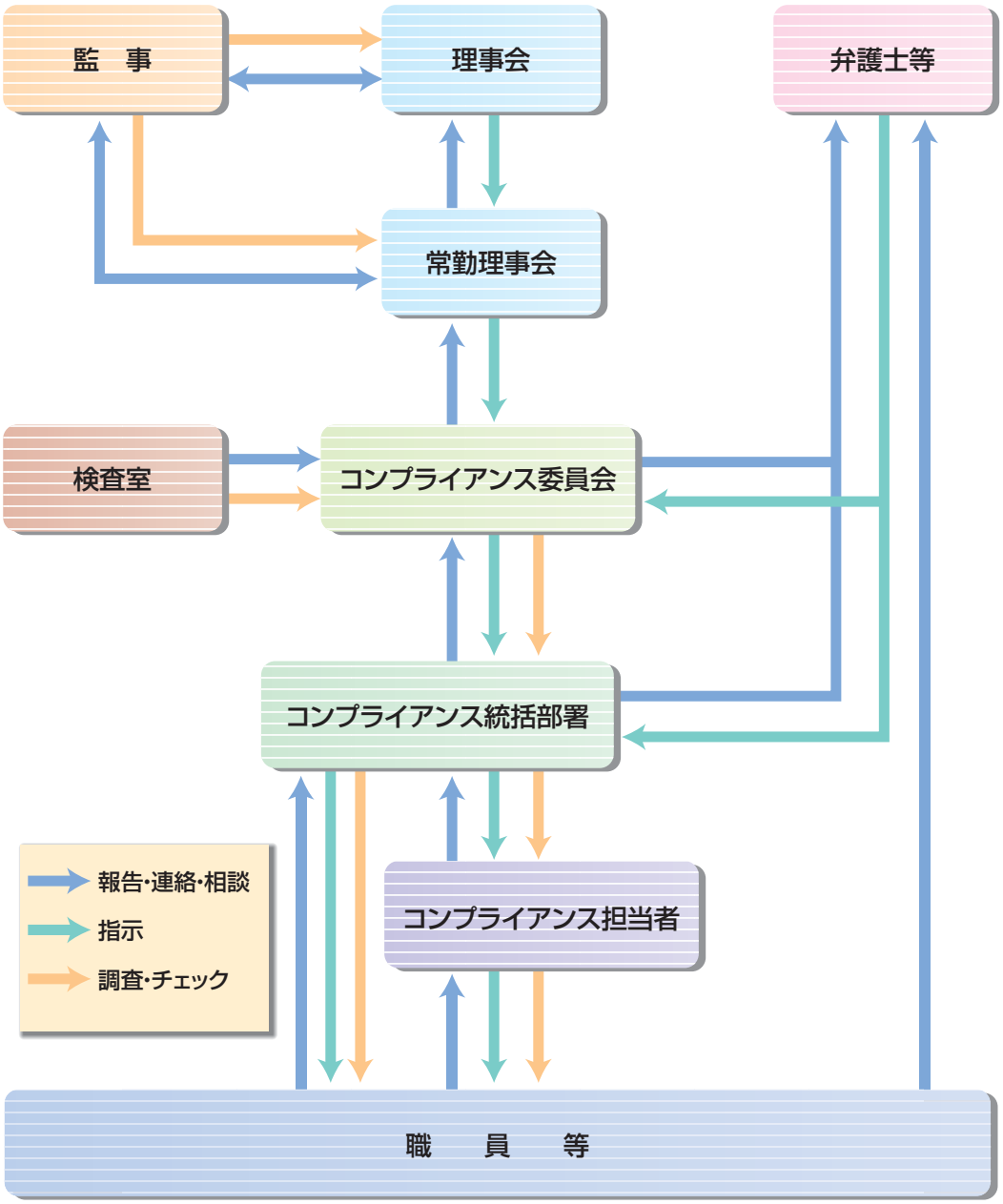

個人情報保護宣言

当協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めて参ります。

1．個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2．個人情報の取得・利用・提供

（1）当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1．「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

（2）取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

（3）取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

（4）お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3．個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

4．個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行なわれるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

5．個人データの委託

（1）当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

（2）委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

（1）法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

（2）ご請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

（3）個人データの開示および利用目的の通知に係る料金につきましては、別に定めるところによるものといたします。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

（1）当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。
調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。

（2）お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。

（3）お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。

（4）上記6. 7. の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の求めに応じる手続に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住　　所：京都市右京区西院東中水町17番地（西大路通り五条下がる）京都府中小企業会館内

	≪手続に関する質問窓口≫	≪相談・苦情窓口≫	
部　署　名：	京都信用保証協会総務部	業務部	管理部
電 話 番 号：	075(314)7223	075(314)7221	075(314)7225

ホームページ：http://www.kyosinpo.or.jp/

役員構成

（平成26年7月21日現在）

理事長	麻生　純	
副理事長	森井保光	
専務理事	嵯峨哲夫	
常務理事	中西康成	
理事（非常勤）	岡本圭司	京都府商工労働観光部長
理事（非常勤）	田渕五十生	京都府議会農商工労働常任委員長
理事（非常勤）	村上圭子	京都市産業観光局長
理事（非常勤）	冨樫豊	京都市会経済総務委員長
理事（非常勤）	山崎善也	京都府市長会監事
理事（非常勤）	汐見明男	京都府町村会長
理事（非常勤）	髙﨑秀夫	京都銀行協会会長
理事（非常勤）	増田壽幸	京都府信用金庫協会会長
理事（非常勤）	布垣豊	京都中央信用金庫理事長
理事（非常勤）	森屋松吉	京都北都信用金庫理事長
理事（非常勤）	田畑伸悟	商工組合中央金庫京都支店長
理事（非常勤）	渡邉隆夫	京都府中小企業団体中央会会長
理事（非常勤）	沖田康彦	京都府商工会連合会会長
理事（非常勤）	岡野益巳	京都商工会議所 中小企業活性化委員会委員長
監事（非常勤）	中野淑夫	公認会計士
監事（非常勤）	田中彰寿	弁護士
監事	千代倉重雄	

組織機構図

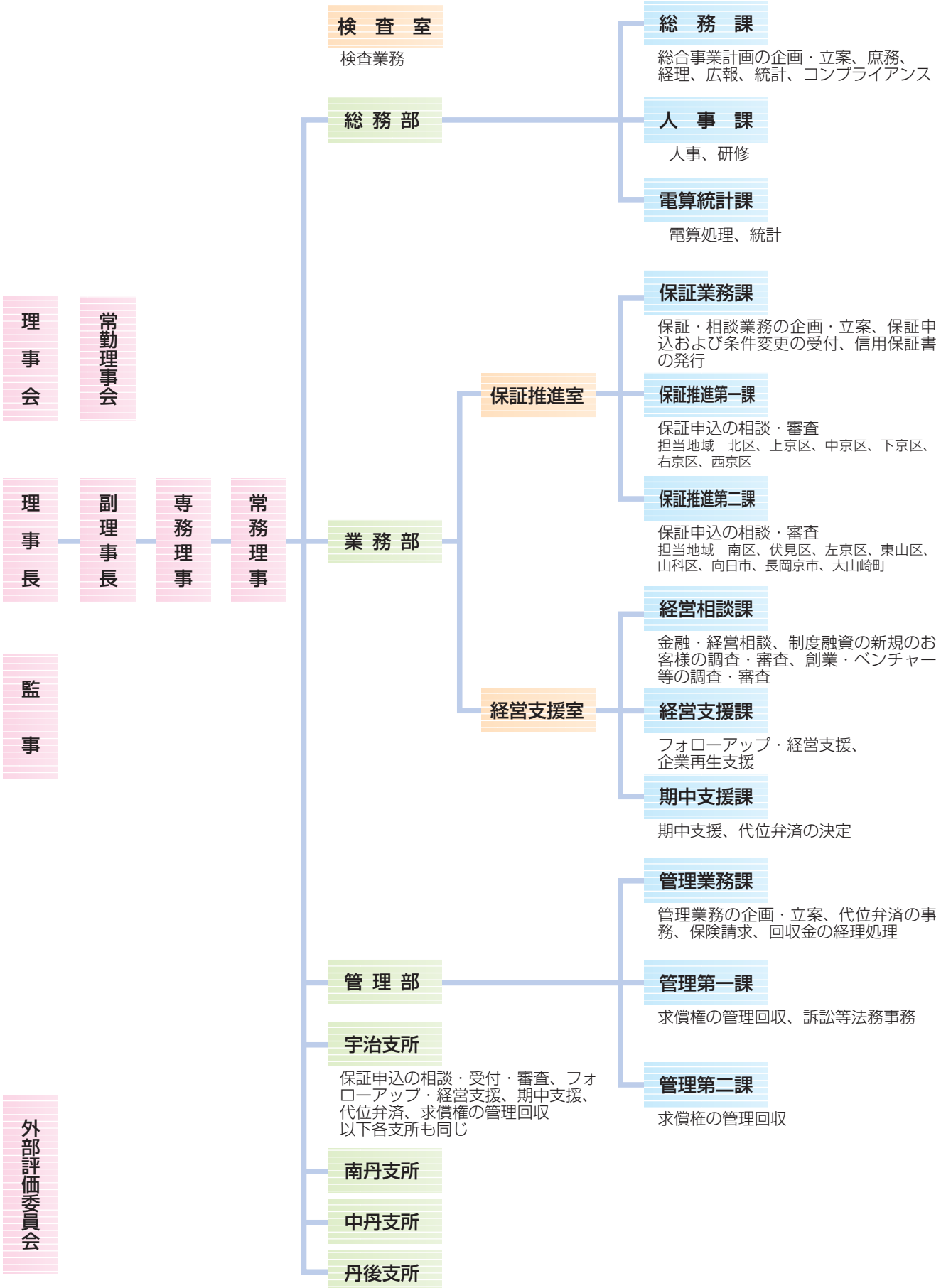
理事会
常勤理事会
理事長
副理事長
専務理事
常務理事
監事
外部評価委員会
検査室
検査業務
総務部
総務課
総合事業計画の企画・立案、庶務、経理、広報、統計、コンプライアンス
人事課
人事、研修
電算統計課
電算処理、統計
業務部
保証推進室
保証業務課
保証・相談業務の企画・立案、保証申込および条件変更の受付、信用保証書の発行
保証推進第一課
保証申込の相談・審査
担当地域　北区、上京区、中京区、下京区、右京区、西京区
保証推進第二課
保証申込の相談・審査
担当地域　南区、伏見区、左京区、東山区、山科区、向日市、長岡京市、大山崎町
経営支援室
経営相談課
金融・経営相談、制度融資の新規のお客様の調査・審査、創業・ベンチャー等の調査・審査
経営支援課
フォローアップ・経営支援、企業再生支援
期中支援課
期中支援、代位弁済の決定
管理部
管理業務課
管理業務の企画・立案、代位弁済の事務、保険請求、回収金の経理処理
管理第一課
求償権の管理回収、訴訟等法務事務
管理第二課
求償権の管理回収
宇治支所
保証申込の相談・受付・審査、フォローアップ・経営支援、期中支援、代位弁済、求償権の管理回収
以下各支所も同じ
南丹支所
中丹支所
丹後支所

本所・支所のご案内

■本所

〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館内
TEL 075-314-7221　FAX 075-314-2034

■業務区域／京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡

■業務部保証推進室の担当地域

保証推進第一課／北区、上京区、中京区、下京区、右京区、西京区

保証推進第二課／南区、伏見区、左京区、東山区、山科区、向日市、長岡京市、大山崎町

■丹後支所

〒629-2503 京丹後市大宮町周枳(すき)2226番地3
TEL 0772-68-0601　FAX 0772-68-0613
■業務区域／宮津市、京丹後市、与謝郡

■中丹支所

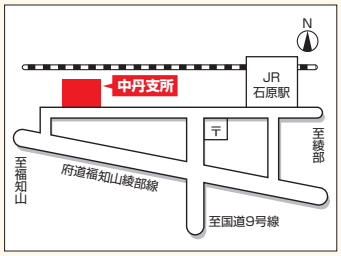

〒620-0804 福知山市石原(いさ)2丁目24番地
TEL 0773-27-6156　FAX 0773-27-6158
■業務区域／福知山市、綾部市、舞鶴市

■南丹支所

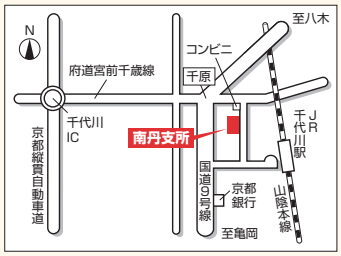

〒621-0052 亀岡市千代川町千原2丁目6番11号
TEL 0771-22-1041　FAX 0771-22-6737
■業務区域／亀岡市、南丹市、船井郡

■宇治支所

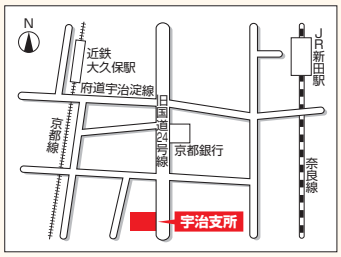

〒611-0033 宇治市大久保町上の山36番地の7
TEL 0774-43-8822　FAX 0774-43-8899
■業務区域／宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡、綴喜郡、久世郡

中小企業者の方々からの金融相談だけでなく、経営上の相談にも“じっくり”対応できる体制を整えています。本所または最寄りの各支所まで、お気軽にご相談ください。

京都信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF KYOTO

http://www.kyosinpo.or.jp/